

東京都公衆浴場対策協議会 (第20次協議会 第3回)

平成29年5月26日(金)

都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室B

午後 3 時 00 分開会

○宮永課長 それでは、定刻になりましたので「東京都公衆浴場対策協議会」を開催いたします。

委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

事務局を務めております生活安全課長宮永でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

着席にて失礼いたします。

ただいま14名の委員の御出席をいただいております。東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第6に定めます協議会の開催に必要な定足数に達していますことをご報告申し上げます。

なお、三村委員、村西委員、五十嵐委員、梶原委員が所用により欠席でございます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

会議次第に続きまして、1ページと2ページの資料1が「平成29年会計調査について」「平成29年調査浴場の概要」。

3ページの資料2が「平成28年調査結果と平成27年実績比較」。

4ページの資料3が「平成29年科目推定一覧」。

5ページの資料4が「公衆浴場入浴料金原価計算表」。

6ページの資料5が「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」。

7ページと8ページの資料6が「平成29年東京都公衆浴場入浴料金統制額について(案)」でございます。

過不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、都留会長、よろしくどうぞお願いいたします。

○都留会長 それでは、議事に入ります。

まず、会議の公開についてお諮りをいたします。

従来どおり、この会議は公開で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○都留会長 傍聴の方はいらっしゃるのですか。

○宮永課長 傍聴の方が2名と、委員の随行者と関係者が出席をしております。

○都留会長 プレスの方はいますか。

○宮永課長 プレスの方は、今のところおりません。

○都留会長 わかりました。

それでは、会議次第に従いまして進めていきますが、小委員会報告に入る前に、私から小委員会における検討結果につきまして若干説明をいたします。

小委員会の設置につきましては、前回第2回協議会におきまして、協議会報告案の起草については学識経験者委員で構成する小委員会を設置し、検討を付託することについてご決定をいただきました。

この決定に基づきまして、小委員会を5月12日午後4時から、都庁内で開催いたしまし

た。

小委員会の会長は私が務めました。

小委員会では、会計調査と入浴料金原価計算の算定結果に加えて、社会経済の状況と今後の動向、公衆浴場を取り巻く経営環境、公衆浴場利用者の負担など、大変広範囲にわたる内容について議論と検討を行いました。

その結果につきましては後ほど議論していただきますが、小委員会報告案として取りまとめています。

それでは、小委員会の報告に入ります。

最初に、会計調査報告について、公認会計士の高橋委員からご報告をお願いいたします。

○高橋委員 それでは、私、高橋から、会計調査報告についてご説明いたします。

会計調査の結果ですけれども、まず、次第の次のページの資料1をごらんください。

「1 調査浴場の概要」というタイトルがありますけれども、「(1) 選定条件」に従いまして、都内の標準的な浴場40軒を選定し、その経営状況を調査いたしました。うち1軒の決算書に不備なところがありましたため、全部で39軒の調査を行っております。

選定した39浴場の経営形態、使用燃料、用水に関する内訳は「(2) 調査浴場」に記載のとおりとなっております。

次に「2 調査方法等」ですけれども、公衆浴場の経営者から提出されました決算書や総勘定元帳などの会計帳簿をもとに、経営状況について書面調査を実施するとともに、生活文化局による公衆浴場利用者の構成比などの調査を行いました。

資料1-①に「平成29年調査浴場の概要」をまとめております。

左のほうに番号1～39まで振っておりますけれども、このうち1浴場につきましては、今回、新たな調査対象となっております。

続きまして、3ページの資料2「平成28年調査結果と平成27年実績比較」についてご説明いたします。

左側の[A]のところの網掛けの部分ですけれども、「平成28年実績」と、その右側の「平成27年実績」を比較しますと、収益では「1 入浴料金収入」が[A]-[B]の32万5,826円増加しております。これは平均入浴人員が増加していることによる増加と考えられます。

「2 営業外収入」は979円減少しておりますが、こちらはマッサージ機やドライヤー等の収入減による減少と考えられます。

「3 補助金」は64万2,592円増加しておりますが、こちらはガス設備の更新、バリアフリー化など、設備改善費用に対する都及び区市からの補助金や燃料費補助の増加によるものと考えられます。

「4 特別利益」の減少は、保険の満期や解約返戻金の影響と考えられます。

以上が「収益合計[a]」で、増加額が94万4,676円となっております。

次に「営業費用」のほうに参りまして、「5 人件費」が増加しておりますが、こちらは平均給与額の上昇や臨時雇用従業員の賃金額が前年に比べて上昇していることによる増加

と思われます。

「7 光熱費」「8 燃料費」が減少しておりますけれども、これは電気、ガス、廃油料金の単価の値下げが大きく影響したことによる減少と考えられます。

「9 減価償却費」の減少は、建物や設備の老朽化による減少と思われます。

「10 地代・家賃」は増加になっておりますけれども、こちらは一部調査対象浴場の入れかえの影響と思われます。

「11 修繕費」の減少ですけれども、こちらは平成28年度の修繕等の減少によると思われます。

こうした形で費用のほうは減少が多いということで、以上、収益合計と費用合計の収支差から事業報酬を差し引いた平成28年度の過不足額は、一番下の行「過不足額（c - d）」となっているところですが、16万8,023円の黒字となっております。

会計調査の結果は、以上のとおりになります。

○都留会長 どうもありがとうございました。

次に、資料3「平成29年科目推定一覧」から資料5「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」まで、一括して事務局から説明をお願いします。

○宮永課長 それでは、まず、4ページの資料3をごらんください。

この資料は平成28年の実績額をもとに、科目ごとに平成29年の推定額を算出したものです。

右の欄の「推定基礎」は、各科目の推定額を算定する際の考え方について記載しております。

まず、収益の「1 入浴料金収入」から「4 特別利益」までは、平成28年の実績どおりとしております。

次に「営業費用」の「5 人件費」につきましては、毎月、勤労統計調査の現金給与額をもとに、政府発表の経済指標、雇用者報酬2.1%増で算定しています。

「6 用水費」は実績どおりです。

「7 光熱費」につきましては、東京電力が発表しております燃料費調整分を含む、電力量料金単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金等から変動率を算定しています。

燃料費調整は、火力発電に必要な燃料、原油、液化天然ガスなどの価格変動を電気料金に反映しているものでございますが、今後も減少傾向が続くと思われます。

一方、電気料金の一部でございます再生可能エネルギー発電促進賦課金につきましては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によりまして、電力の買い取りに要した費用を電気の使用量に応じて負担するというものでございますが、今年の5月分から1キロワットアワーにつきまして2.64円となり、昨年より0.39円引き上げられます。

以上のことから、電気料金全体といたしましては4.88%の増になると推定しております。

次に「8 燃料費」でございますが、燃料費のうち廃油価格につきましては4.92%、ガス価格につきましては、東京ガスが発表しております1立方メートル当たりの単位料金か

ら変動率を算定いたしまして2.6%推定増としております。

ガス料金につきましては、電気料金と同様、原油価格や為替レートによる液化天然ガス等の原料費の変動に応じまして毎月調整が行われます原料費調整制度がございますが、原油価格と液化天然ガス価格が上昇しておりまして、今後は昨年比べて増額になるものと考えられます。

「9 減価償却費」は実績どおりでございます。

「10 地代・家賃」につきましては、東京都主税局が算出いたしました公衆浴場における固定資産税の増から、土地2.6%増、家屋4.3%増で推定しています。

「11 修繕費」につきましては、消費者物価指数1.1%増で算定しています。

「12 公租公課」につきましては、東京都区部の固定資産税の増から推定しています。

「13 保険料」は実績どおりです。

「14 備品・消耗品費」につきましては、消費者物価指数1.1%増で算定しています。

「15 会費・交際費」につきましては、公衆浴場組合の会費や町内会の会費などがほとんどを占めておりますことから、実績どおりとしております。

「16 その他の諸経費」につきましては、消費者物価指数1.1%増と、厚生年金保険料率の引き上げから算定しています。

「17 営業外費用」から「21 事業報酬 [d]」までは実績どおりとしています。

以上で「平成29年科目推定一覧」について説明を終わります。

続きまして、5ページの資料4をごらんください。「公衆浴場入浴料金原価計算表」と「公衆浴場入浴体系構成方法」についてご説明いたします。

「28年実績（円）」欄は、会計調査報告の数字でございます。

「29年推定（円）」欄をごらんいただきますと、収益合計2,194万100円に対しまして、費用合計は2,128万2,771円となっております、その収支差は65万7,329円となっております。これに事業報酬を加えますと21万5,012円の不足が生じます。

この不足額を解消するには「所要値上率」欄がございます1.168%の料金値上げが必要になります。

次に、大人、中人、小人別の料金についてでございますが、右側の「公衆浴場入浴料金体系構成方法」をごらんください。

まず、東京都における平成28年の平均世帯人員は2.99人となっております。これに平成28年調査対象浴場の1週間の実態調査によります大人、中人、小人の利用割合を当てはめますと、大人2.88人、中人0.05人、小人0.06人となります。これに推定所要値上率1.168%を乗じて料金を算定いたしましたのが、「3 改定料金体系の構成（案）」でございます。

このうち所要値上率を全ての料金区分に反映いたしましたものが「案（1）」、大人料金に集約したものが「案（2）」となっております。

「案（2）」の場合の大人料金は465円43銭となりまして、現在の460円から5円引き上げることが必要となります。

続きまして、6ページの資料5をお開きください。

こちらの資料は、平成16年以降の入浴料金統制額の算定結果と統制額の改定状況を取りまとめたものでございます。

ごらんのように、平成18年と平成20年、平成26年に統制額を改定しておりますが、平成18年の統制額との乖離額は35円、平成20年の乖離額は50円、平成26年は35円となっております。

このように、これまでは統制額の算定結果と実際の統制額との乖離額が30円を上回る状況で統制額の引き上げを行ってきております。

以上で説明は終わります。

○都留会長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでの報告につきまして、ご質問等がございましたら発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、資料1～5を使いまして説明されました数字の根拠に基づきまして、小委員会で総合的な観点からいろいろと議論をしたわけですが、協議会報告案を取りまとめたので、事務局から読み上げていただきます。

よろしく申し上げます。

○宮永課長 ありがとうございます。

それでは、7ページ、資料6をごらんください。

読み上げをいたします。

平成29年東京都公衆浴場入浴料金統制額について（案）

本協議会は、知事から検討を依頼された平成29年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、社会経済の現状と今後の見通し、公衆浴場を取り巻く経営環境、利用者である都民生活の安定を図る観点の他、入浴料金統制額の試算結果を踏まえ、総合的な見地から慎重な審議を行った。

1 入浴料金統制額の試算結果

入浴料金統制額の試算は、都内の標準的な公衆浴場を選定して会計調査を実施し、その経営状況を把握したうえ、従前から採用している公益事業の料金算定方式である総括原価方式に従って算定した。その結果、公衆浴場入浴料金原価計算表のとおり、推定所要値上げ率は1.168%と算定され、大人料金で現行の460円を5円引き上げることが必要であるとの試算結果となった。

2 経済情勢等その他入浴料金統制額を検討するに当たって考慮すべき事項

- (1) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）の率が平成29年4月1日に、8%から10%に引き上げられる予定であったが、「世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、」との政府判断により、平成31年10月1日まで引き上げが再延期された。

- (2) 公衆浴場で費用負担の大きいガス料金等の燃料費は、最近値上がり傾向にあるが、これまでの動きを見ると、今後も緩やかに推移すると推察される。
- (3) 政府の消費者物価指数見通しで、物価の上昇が見込まれ、今後、都民の家計負担が増すと予想される中、都民生活を直撃する入浴料金の引き上げは家計への影響が大きい。

3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論

本協議会は、上記1及び2を踏まえ、入浴料金統制額を改定すべきかどうかを総合的に検討した結果、統制料金を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4 協議会意見

公衆浴場業界は、公衆浴場が地域における地域交流の拠点としての役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、利用者サービスの一層の向上や新規利用者の拡大のため、次のことについて取り組むよう、本協議会として意見を表明する。

- (1) 浴場施設内の禁煙化及び無料で使えるボディソープやシャンプー等の浴室への常備については、公衆浴場組合を中心とした積極的な取組により、状況が大きく改善したことは高く評価する。

引き続き、速やかに実施率100%となるよう取組を進めるとともに、利用者ニーズや利便性に配慮したサービスの提供に努めること。

- (2) 平成28年は銭湯を舞台にした映画やテレビドラマ、さらには情報番組でも銭湯が頻繁に取り上げられるなど、業界全体に大きな追い風が吹いた年でもあった。

こうした追い風を大きなチャンスと捉え、地域特性や立地条件を生かした独自の経営努力により利用者を増やし、収益増を図っている浴場もある。

こうした取組を、業界全体に浸透させるため、公衆浴場業界全体での情報共有をより一層図る必要がある。

先般、浴場組合は、浴場経営の意欲的な実例をまとめたアイデア集を作成するなど、業界全体への普及に努めているところであるが、成功事例についてさらなる情報の共有化を図り、個々の浴場が創意工夫を凝らした経営努力を行い、利用者拡大を図ること。

- (3) 平成28年の訪日外国人の数は、過去最高の2,403万人に達している。

また東京2020オリンピック・パラリンピック開催が3年後に迫っていることから、東京へのインバウンドは、今後、益々伸びていくと考えられる。このことは、外国人に日本の伝統文化である「銭湯」を知ってもらう絶好の機会でもある。

公衆浴場組合は、平成28年度、銭湯の応援団「銭湯サポーター」を活用した情報発信や外国人や銭湯未経験の若者を対象として「銭湯入門塾（銭湯見学会）」を開催し、新規顧客層の開拓を図る意欲的な取組を行っている。

また「WELCOME to SENTO」と題したステッカーを作成、各浴場に配布・貼付す

ることで、積極的に外国人利用者拡大に努めている。

こうした公衆浴場組合の取組を高く評価するとともに、今後も我が国の入浴文化や銭湯ならではの魅力を国内外に広める取組を、さらに積極的に進めること。

- (4) 公衆浴場が地域に根ざした拠点施設としてその役割を果たしていくため、ミニデイサービスや区市と連携した健康体操等の健康増進事業や、認知症高齢者の見守り等コミュニティの再生、利用者の安全を確保する耐震化の促進、使用燃料の都市ガスクリーン化や照明器具のLED化等エネルギー利用の高効率化・最適化による二酸化炭素排出削減などについて、引き続き積極的に取り組むこと。

以上でございます。

○都留会長 どうもありがとうございました。

以上で小委員会の報告を終えたわけです。

この報告案の審議・決定に入っていきたいと考えます。

この報告案に対しまして、まず、業界代表委員からご意見をお願いいたします。

私が指名しますので、御発言をよろしくお願いします。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 いろいろご意見、ありがとうございます。

今、協議会報告案を見させていただきまして、説明を聞きまして、全くそのとおりだなというように私は思っております。これまでの努力が実ったおかげで、先ほどのご説明もありましたように、入浴者数がふえているというところも、この成果ではないかと思っております。こういったことをどんどん進めていくことは、我々の業界の活性化になるのではないかと思っております。

5円という数字が出ましたけれども、これはもうしょうがないことないのかなと思っておりますが、またさらにいろいろな方法で銭湯業界を高めていく、価値観を高めていくということをやっていききたいと思っております。

もっと業界の中でやっていききたいと思うのが、先ほどの認知症の話、それから、熱中症です。

今、熱中症が非常に多いということで、環境省と我々の業界と大塚製薬とで、コラボでもってポスターをつくりまして、今、各浴場に貼っていただいているという、水分は小まめにとりましょうということでやっております。あと、サードプレイスという、銭湯は癒やしの場で、ふだんの生活とは違う、いい場所なのだということも進めていききたいと思っております。

それから、今、グローバルの話が出たのですけれども、NHKさんが私のほうへアポをとりにきまして、「JAPANGLE」という教育番組がありまして、それが今年の12月ごろの予定ということですが、日本のお風呂の文化を世界に発信したいということで、銭湯、スーパー銭湯、温泉、全部含めてなのですけれども、銭湯の入り方を歌で表現して、子供番組ということで世界に出したいということで話が来ております。そんなことも大事なことなのかな

と思っております。

意見としては以上です。頑張ります。

○都留会長 どうもありがとうございました。

次に、利用者代表委員からご意見をお願いいたします。

同様に指名をいたします。

池田委員、お願いします。

○池田委員 統制額の案文を作成していただいて、どうもありがとうございました。

私も説明を受けて全くそのとおりでと思います。5円の値上げが必要という試算結果が出たのですけれども、前回、私も意見表明いたしましたように、現状ではこのまま据え置くことが必要ではないかという思いがありました。据え置くということですので、私はこの案に賛成いたします。

協議会の意見ということで4つの項目を立ててありますけれども、最後のところですが、今おっしゃっていただきましたけれども、高齢者の見守りのなところも含めた拠点施設としての役割を果たしていただきたいということを私も常々考えておりましたので、ここにこうやって書いていただいてとてもよかったと思っております。

ありがとうございました。

○都留会長 ありがとうございます。

次に、佐野委員、お願いします。

○佐野委員 統制額についての案をまとめていただき、ありがとうございました。

きょうの報告の中で一番うれしかったのは、入浴者数がふえたということ。すごくうれしいことだと聞いていました。これは組合のさまざまな工夫や努力が実りつつあるという努力のたまものであると思います。もう少し頑張ってくださいと思います。

最近なのですけれども、チラシですごい強敵があらわれたなと思ったのは、今までよくトレーニングジム、いろいろな体操の場で、そこにはお風呂やシャワーがついていますというのだったのですが、この間見たのは全く逆さなのです。お風呂やシャワーがありますよ、そこで体操もできますよという宣伝でした。それで料金は1カ月に5回ぐらい、入浴料金460×5ぐらいなのです。すごく得だなというイメージを出しているのです。これはまた強敵があらわれたなというように思いました。それはそれとして、私がぜひ頑張っていたきたいのは、最後に書いてある「地域に根ざした拠点施設」です。

私は常々思っているのですけれども、お風呂屋さんに行くのではなくて、拠点があって何かをやる、体操をやる、それから見守りもしてくれるというところが、実は銭湯だった。それで、もっと親近感を持てるようになるのではないかなと期待をしています。地域でいろいろな見守りをやっていますし、国、消費者庁を初めとして、見守りということは非常に大切なこととして取り上げていますので、ぜひそこに公衆浴場が大きな位置を占めるような形で頑張ってください。さらに入浴者数がふえるのではないかと期待しつつ、お願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○都留会長 どうもありがとうございました。

次に、平石委員、お願いします。

○平石委員 統制額の案ができたということは非常によかったなと思います。

私、民生委員の立場から言えば、認知症であるとか、熱中症であるとか、そういった部分にも力を入れていきたいということについては非常にありがたいと思います。そこまで考えているのであれば、区側であるとか、あるいは地域力とか言われています、そういった部分の中でどういったことができるのかを同時に考えていく必要があるのかなということです。同じことをやっているようでは意味がないし、まとめた上で、これはこういう方向に進めば、行政もいいし、あるいは地域力でも生かせるし、また民生委員でも生かせるということと同時に考えていくのが一番いいのかなと思います。

それから、今、非常に問題になっております地域包括ケアといった部分が非常に重要なのかなと思います。

なぜこういったことが出てきたかということ、介護保険法の改正がありまして、こういったことが出てきているわけです。要支援1、2あるいは要介護1、2を見ないというわけではないのですけれども、やはり限界があるということで、そういった部分については居宅介護をできるだけ進めていく。

では、3からはどうなるのかということ踏まえれば、独立の考え方はすばらしい、いいことだと思うのですけれども、横につなげるような感じを持っていくのが一番いいのかなということで、縦割り行政の難しさもあるのだけれども、そこから横につなげるようなことをやっていけば、もっともっといろいろな部分で生かせるのではないかと感じています。

以上です。

○都留会長 ありがとうございました。

利用者代表の最後として、山下委員、お願いします。

○山下委員 統制額についての案をまとめていただいて、本当にありがとうございました。

説明のとおりだと思います。現状では妥当な結論だと感じております。

8ページの上のほうに書いてありますけれども、「業界全体に浸透させるため、公衆浴場業界全体での情報共有をより一層図る必要がある」ということは大変必要なことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

組合の努力を、さらに期待したいと思っております。

以上でございます。

○都留会長 ありがとうございました。

続きまして、関係行政機関の委員のご意見を伺いたいと思います。

高野委員、お願いします。

○高野委員 小委員会の中で詳細な調査と分析を行っていただき、適切な結論を導いてい

ただいたというように一言で評価をさせていただいております。

こちらの最後でございますように、マスコミやテレビドラマ等で取り上げられたりしている大きな追い風となっているチャンス、そして、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたインバウンドの動き、公衆浴場の業界が今後取り組んでいくコンテンツは非常にたくさんあるものと考えております。

行政のほうも、1つ、墨田区の例を御紹介申し上げますと、東京都環境衛生協会へ理容美容の協会の方々から、昨今、子供たちの毛ジラミがふえているという課題がありまして、シャンプーの講習会をやりたいという要望が行政のほうに参りました。

我々は、それを担当の部署で受け入れる際に、どこでそういったことをやったらいいかということで、公衆浴場組合様とご相談をしまして、この7月、夏だと思っておりますけれども、浴場を活用させていただいて、子供たちと親御さんへのシャンプーのやり方の講習会をやるということが今回まとまりました。

つまり、公衆浴場の業界団体だけではなく、行政としてはさまざまつながりがありますので、そういうつながりをコーディネートする形で、一つ一つ新しい機会を創出していくということも、我々は工夫していかなければいけないと考えているところでございます。

そういった取り組みも踏まえつつ、公衆浴場は地域の居場所といいますか、拠点というものに、今後、ますますなっていくように、お互いに努力をしていければと考えております。

○都留会長 ありがとうございます。

引き続きまして、中嶋委員、お願いします。

○中嶋委員 初めに、報告書を取りまとめていただきました小委員会の委員の皆様には厚く御礼申し上げたいと思います。

会計調査の結果、5円の引き上げということでございましたけれども、消費税率が再延期になったということと、燃料費が緩やかな傾向でこのまま推移していくということ、それと入浴料金の引き上げは家計への影響が大きいということを考えますと、統制料金を据え置くことが適当であるという小委員会のご判断につきましては私ももっともだと考えております。

また、報告案の中で4項目にわたりまして意見表明を行っておりますが、公衆浴場の行政を預かる都といたしましても、いずれの項目も公衆浴場業界が今後とも発展していく上で不可欠だと考えているところでございます。

都としましても、こういったご意見をいただいた、これらの内容が着実に実施できますように、具体的な取り組みを組合の皆様と一緒に進めていきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○都留会長 ありがとうございます。

それぞれのお立場からご意見をいただきました。

これらを踏まえまして、さらにご意見がある方はご発言をお願いいたします。

私から1つ、高野委員に質問があるのですけれども、子供の毛ジラミ問題というのは、どうい原因でしょうか。例えば子供の貧困とか、そういうことと関連する問題ですか。それとも、1人でお風呂に入ってしまった、自分できちんとシャンプーができないとか、そういう余り社会的でない問題なのでしょうか。

○高野委員 詳細については我々もまだ分析はしていませんが、そういった貧困の問題もないわけではないと思いますし、子供の社会性の問題ですね。シャンプーをするという、さまざまな日常生活のノウハウといいますか、そういったことが親御さんから伝えられないというか、そういったしつけの問題とか、そういうものも多分にあるのではないかと考えております。

○都留会長 近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 今の件を詳しく説明させていただきますと、実は私のお店で、大田区の理容組合の女性部の方々と始めたのです。

今の子供さんたちというのは、マンションに住んでいたりしますと、浴室が狭いですから、お父さんやお母さんと一緒にお風呂に入らないのです。1人でお風呂に入ってしまう。そうすると、遊んで出てきて、実は頭を洗っていなかった。そういうのが積み重なると毛ジラミがふえてくるということで、年間2,000~4,000人ぐらいに毛ジラミが出てしまうという実績があるのです。

理容組合さんとしてみれば、子供たちに正しいシャンプーの仕方を教えよう、毛ジラミになるとどういうことになるのだよ、だから、気をつけなさいよということを知りたい。我々の業界にしてみると、裸になってシャンプーをするのだから、お風呂の入り方、銭湯の入り方のマナーをお子さんたちにレクチャーをして、社会的な勉強もさせてあげようではないか。我々から言わせると「浴育」という言葉を使うのですけれども、銭湯に来る、理容組合さんのシャンプーも含めて、お子さんたちに社会勉強をしてもらい、さらにお風呂の入り方もやってもらって、そして、お風呂を広めてもらう。

我々にしてみると、小さいころに銭湯に行ったことのない人は、大きくなってから銭湯にいきなりといってもすごく抵抗感があるので、小さいうちになじんでもらえば、大きくなって、また、自分が親になったときに子供を連れていこうではないかといった利点もあるのでやってみました。

結構評判がよくて、そんな話を東京都の生活衛生営業指導センターのほうで私がしましたら、よその支部の方々も、なるほど、そういうのがあるのだということで、正16団体の中でも、みんなも取り組んでみようではないかということになって、それで墨田区さんの環境衛生のほうでレクチャーがあったということで、ぜひ進めていただければありがたいと思います。

○都留会長 どうもご説明ありがとうございました。

何かほかにご意見、御質問はありますか。よろしいですか。

それでは、平成29年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、報告案のとおり決定した

と思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○都留会長 ありがとうございます。

それでは、これより東京都に対して報告書を提出いたします。

(都留会長から中嶋局長へ「報告書」手交)

○都留会長 中嶋局長、ありがとうございます。

本日の協議会の報告につきましては、この後、都庁記者クラブに資料を配布することになっていきます。

その他、事務局から何か連絡等はございますでしょうか。

連絡をしていただいた後に局長からご挨拶をいただきます。

よろしいですか。

○宮永課長 ありがとうございます。

本日、協議会報告を頂戴いたしました。統制額は本協議会の意見に基づきまして知事が指定する仕組みとなっておりますことから、今後必要な手続を進めてまいりたいと思っております。

また、委員の皆様方には、大変お忙しい中、報告書の取りまとめにご尽力いただきましたことに対しまして、事務局といたしましても厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○都留会長 どうもありがとうございました。

それでは、中嶋生活文化局長よりご挨拶をお願いいたします。

○中嶋局長 東京都生活文化局長の中嶋でございます。

先ほど都留会長から、平成29年公衆浴場入浴料金の統制額に関する協議会報告を、知事にかわりましてお受けいたしました。

委員の皆様方には、本年2月の協議会におきまして検討をお願いして以来、短期間に大変精力的にご審議をいただきました。心から厚く御礼申し上げます。

協議会におかれましては、統制料金につきまして社会経済の状況と今後の動向、公衆浴場を取り巻く経営環境など、幅広い観点から慎重に御検討いただき、その結果、統制料金を据え置くことが適当であるとのことをご報告をいただきました。

都といたしましても、低廉な料金で都民の入浴機会を確保するという観点から、浴場経営者の皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

また、協議会報告の中で、公衆浴場の今後の取り組みに関しまして大変貴重なご提言もいただきました。

都内の公衆浴場は、現在600軒を切るまでに減少しておりまして、極めて厳しい経営環境下にあるものと承知しております。

そのような中で、最近の公衆浴場組合を中心とした利用者拡大を図る新たな取り組みには敬意を表します。こうした取り組みが業界全体に浸透いたしますよう、なお一層の努力

が求められているものと考えております。

また、3年後に迫りました東京2020オリンピック・パラリンピック開催は、日本の伝統文化である銭湯をPRする絶好の機会でございます。

都といたしましては、多くの公衆浴場が、こうした課題に積極的に取り組んでいただけますよう、今後とも必要な支援を推進してまいります。

最後になりますが、委員の皆様方には、今後とも東京都の公衆浴場対策にお力添えを賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とかえさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○都留会長 どうもありがとうございました。

本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして会議の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上で会議は終わりますが、最後に一言、二言、会長としての所感を申し上げたいと思います。

今回の会計調査の結果は、非常にクリアな結果であり、利用者数がふえ、収入がふえた。他方、費用は余り上がらなかったということで、結果的に5円程度の引き上げは必要だという試算結果になりましたが、ここはこれまでの統制額の引き上げの一つの目安である30円というラインに至りませんでしたので、引き上げをする状況ではないということで、据え置きという結論にさせていただきました。

私としては、長年にわたり、シャンプーとボディーソープの設置を積極的に進めていただくということで一生懸命お願いしてきた関係で、そのコストが約5円であるということは承知しておりますので、内心はちょっと申し訳ないなという気持ちはあります。しかし、統制額は会計調査の結果で決めていくものですから、そこはそういう経緯とは別に、据え置きという判断に至ったということです。

もう一つ申し上げたいことは、長く、ずっとこの協議会の会長をやってきましたが、今年ほど、皆さんの発言や意見表明が前向きであった年は今までなかったらと思います。つまり、事業者側も利用者側も行政側も、それぞれの立場から銭湯を盛り上げていくということで一致した意見になったという意味において、とても前向きで好循環的な議論になったと思います。

浴場組合には、こういう好循環的な意見があるということを積極的に受けとめていただいて、経営上はなかなか大変だと思いますけれども、引き続き頑張っていただきたいと思います。

以上が私の会長としての個人的な感想であります。どうもありがとうございます。

事務方、何かほかにごございますか。

○宮永課長 毎度のことで恐縮ですけれども、また1階の警備のところ、入館の、提示して退室になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本当に、どうもありがとうございました。

午後 3 時51分閉会